

美浜町健康楽膳拠点施設の管理に関する基本協定書

美浜町（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり、美浜町健康楽膳拠点施設（以下「拠点施設」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、美浜町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年美浜町条例第３号）第３条の規定による町議会の議決を得たときは、乙を拠点施設の指定管理者として本指定とするが、町議会の議決を得られなかったときは、本協定は失効するものとする。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第１条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、拠点施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第２条 甲及び乙は、拠点施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、豊かな自然と恵まれた地域資源を活用して、楽しく膳を囲み食と運動を通して健康づくりの理解や関心を高め、もって地域産業の振興や利用者の健康増進に寄与するものであることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第３条 乙は、拠点施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

２ 甲は、本業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第４条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第５条 本協定で用いる用語の定義は、別紙１のとおりとする。

（管理物件）

第６条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。

管理施設及び管理物品の内容は、別紙２のとおりとする。

２ 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第７条 指定期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日である。

２ 本業務に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲）

第８条 美浜町健康楽膳拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成３０年美浜町条例第１８号）（以下「条例」という。）第１４条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条例第３条各号に規定する事業を行うために必要な業務
- (2) 拠点施設の利用の許可に関する業務

(3) 拠点施設の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の管理に関する事務のうち、町長の権限に属する事務を除く業務

(乙が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、乙が自らの責任と費用において実施するものとする。

(1) 自主事業

(2) 管理施設の修繕業務(ただし、修繕を行うに際しては、事前に甲の了解を得るものとする。

詳細については第15条を参照のこと)

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、本協定、条例、及び関係法令等のほか、募集要項等及び提案書に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項等及び提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提案書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第13条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第14条 乙は、事前に甲の書面による承諾を受けた場合を除いて、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の改修等)

第15条 管理施設の改修、修繕、改造、増築及び移設については、甲と乙の協議により決定するものとする。

(緊急時の対応)

第16条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第17条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び美浜町個人情報保護条例（平成19年美浜町条例第2号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第18条 甲は、別紙2に示す備品等を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第19条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第20条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が第34条から第36条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(甲による業務実施状況の確認)

第21条 甲は前条により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第22条 前条による確認の結果、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 利用料金について

(利用料金収入の取扱い)

第23条 乙は、拠点施設に係る利用料金を乙の収入として、收受することができる。

(利用料金の決定)

第24条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の書面による承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第25条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第26条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲のみの責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第27条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 公有建物災害共済保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 第三者賠償保険

(不可抗力発生時の対応)

第28条 不可抗力による問題が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第29条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により填補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第30条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第31条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第32条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を空け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第33条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取り消し)

第34条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 業務に際し不正行為があったとき

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

(3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

(4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき

(5) その他、甲が必要と認めるとき

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取り消しの理由

(2) 指定取り消しの要否

(3) 乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申出)

第35条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

(1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

(2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき

(3) その他、乙が必要と認めるとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第36条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

3 前項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第37条 第31条から第33条の規定は、第34条から第36条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が別途合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第38条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第39条 乙は、拠点施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の書面による承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第40条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第41条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第42条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解 釈)

第43条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第44条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第45条 本契約に関する紛争は、福井地方裁判所敦賀支部を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	所在地	福井県三方郡美浜町郷市第25号25番地
	名 称	美浜町
	代表者	町 長 戸 嶋 秀 樹

乙	所在地	
	名 称	
	代表者	

別紙1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、本協定に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「仕様書」とは、本業務に係る仕様書のことをいう。
- (3) 「自主事業」とは本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (4) 「提案書」とは、拠点施設の指定管理者の公募にあたり、乙が提出した業務提案書のことをいう。
- (5) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (6) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- (7) 「募集要項」とは、拠点施設の指定管理者募集要項のことをいう。
- (8) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（仕様書を含む。）、及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (9) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料等のことをいう。

別紙2 管理物件

(1) 管理施設

・美浜町健康楽膳拠点施設及びその周辺

(2) 管理物品

品 名	規 格	数量	備考
レストラン+デッキ			
4人テーブル	900×900 ウォールナット材 S・TT-758・WN・D 900×900 S・LB-52・BL・M	8	
椅子	S・CW-5060・DB・AC ビニールレザー (AL-02B)	29	
ハイカウンター	S・LS-260・BL・C脚 S・TT-3005・MB・C天板	3	
ハイチェア	S・CW-5060・BR・ST ビニールレザー (AL-02B)	7	
テラス席テーブル	W800φ・H670 SCG-6111・T	9	
テラス椅子	S・CS-9672・WH	26	
体組成計	MC-780A ポータブルタイプ	1	
インクジェットプリンター	EP-811AB	1	
全自動血圧計	BP-900	1	
NFCリーダーライター	MY-200	1	
厨房			
ガステーブル	TSGT-1232	1	

ガスフライヤー	TGFL-35C THU-60	1	
ハイパワー解凍ゆで麺機	THU-60	1	
フードウォーマー	FFW3454B	2	
品 名	規 格	数量	備考
冷凍冷蔵庫	ARD-182PM	1	
コールドテーブル 冷凍冷蔵庫	1800×750×800 単相 100V 420W 冷凍室 165L 冷蔵庫 347L	1	
コールドテーブル	OLD-R	1	
コールドテーブル	OLD-R-150	1	
製氷機	OLD-ICE	1	
IH ジャー炊飯器	SR-PGC54	1	
電子レンジ	OLD-EL	1	
食器洗浄機	SD62GA-R	1	
二槽シンク	OLD-2S-120	1	
二槽ソイルドテーブル	TX-2SS-150A-T	1	
サイドテーブル	OLD-80	1	
脇台	TX-WT-30ANB-T	1	
ウォーマー置台	TX-WT-75NB-T	1	
台下戸棚	TX-WCT-120DNB-T	1	

台下戸棚	OLD-WCT-150	1	
移動炊飯台	TX-MT-50-T	1	
エレファントシェルフ	N-TES-19-6112C	2	
品 名	規 格	数量	備考
直販所+倉庫			
販売台	縦 900×横 1800×高さ 800	7	
冷蔵ショーケース	冷蔵庫 500×535×1608 AGV-150XB	1	
ユニット什器	開口 120 奥行 52 123×52×135 349-58	2	
ユニット什器水平専用棚セット	開口 120NC 棚セット U 120×36、320-32	8	
スキマ ネット什器	ワールドクラフト 900×1600×430 ホワイト	4	
パンフレットスタンド	リッチェル ダークブラウン木目 5039-7211	4	
レジ台	スタンダードタイプ カウンター 180×60×81 607 OV カウンター-P	1	
レジスター	カシオレジスター TK-2800-4S ブラック	2	
軽量ラック 基本	1800×1240×450 MI-6655N	2	
軽量ラック 増連	1800×1200×450 MI-6555CN	6	
品 名	規 格	数量	備考
共通			
傘立て	Y2K グラス傘立て 600×250×620 ダークブラウン 4232-3808	4	

ゴミ箱	アースピースフロントオープンダスト 230×350×615 ブラウン 4271-3470	6	
紙パック式掃除機	MC-PBH64-AH	2	
木製ロッカー	1列 1人用 チェリー	1	
クリーンロッカー	掃除用具入れ	1	
壁時計	アナログ時計	2	
その他	雑貨		
サイクリング備品	サイクリングラック、空気入れ、工具	1	

添付資料

(公募要綱に添付した仕様書)

[地方公共団体が作成した業務仕様書を添付する。]